

(別紙)

## 「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・ 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
津山町内会集会所	1 0 0 m <sup>2</sup>	所在：津山市山北1 0 0 0番地 家屋番号：7番

・ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	1 2 3. 4 5 m <sup>2</sup>	津山市山北1 0 0 0番地

・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①津山町内会集会所

津山市山北1 0 0 0番地 津山 太郎

②宅地

津山市山北1 0 0 0番地 津山 二郎

### 【建物について】

- 名称…○○町内会集会所、△△公会堂等の名称が付されている場合はこれによること。  
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第80条第1項）

- 延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとする。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条第1項第1号）及び家屋番号（同項第2号）まで記載すること。

### 【土地について】

- 地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。

（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、野原、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

- 面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とする。

（注）不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第34条第1項第2号）まで記載すること。